

財務省第11入札等監視委員会
令和3年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年6月9日(木) 四国財務局 607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年1月1日(土)～令和4年3月31日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：宇和島税務署1階2階男女トイレ改修工事 契約相手方：株式会社古田工務店(法人番号2500001015507) 契約金額：2,860,000円 契約締結日：令和3年10月11日(第3回 令和3年10月～12月の契約一覧表より選定) 担当部局：高松国税局
		契約件名：令和3年度鉄砲場住宅ほか3住宅構内舗装その他改修工事 契約相手方：香川舗道株式会社(法人番号8470001012262) 契約金額：38,500,000円 契約締結日：令和4年1月7日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：令和3年度適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関する一般紙への記事下広告の掲載業務 契約相手方：株式会社キョウエイアドインターナショナル(法人番号4011101005486) 契約金額：4,200,515円 契約締結日：令和3年12月7日(第3回 令和3年10月～12月の契約一覧表より選定) 担当部局：高松国税局
		契約件名：令和3年度仁井田第三住宅開口部閉鎖業務 契約相手方：有限会社エス・ライフ(法人番号8240002002319) 契約金額：1,887,600円 契約締結日：令和4年2月21日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名：宇和島税務署1階2階男女トイレ改修工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「宇和島税務署1階2階男女トイレ改修工事」 契約相手方：株式会社古田工務店 契約金額：2,860,000円 契約締結日：令和3年10月11日 担当部局：高松国税局</p> <p>特殊な工事とは思えないが、応札業者数が1者となった理由は何か。</p> <p>コロナが原因で納期が間に合わないというのであれば、工事を先送りにするといった対応はできなかったのか。</p> <p>いつ頃設置したトイレか。</p> <p>落札率が99%とあるが、予定価格はどのように決定したか。</p> <p>【案件2】 「令和3年度鉄砲場住宅ほか3住宅構内舗装その他改修工事」 契約相手方：香川舗道株式会社 契約金額：38,500,000円 契約締結日：令和4年1月7日 担当部局：四国財務局</p> <p>舗装の改修工事は、50年くらいを目安に実施しているのか。たとえば牟礼住宅は築50年近くになっているが、実施の対象とはしなかったのか。</p> <p>写真を見ると、駐車場の駐車可能台数がかなり多いように感じるが、1戸に1台ずつの駐車スペースがあるのか。駐車場はすべて埋まっている状況か。</p>	<p>入札案内の際に業者に確認したところ、コロナの影響で設備や器具の納期が長期化しており、工期に納品が間に合わないおそれがあるため入札を控えているとのことだった。そのような理由から結果として1者となった。</p> <p>仮に来年に先送りしても先の状況が分からないことから、先送りという判断はしなかった。</p> <p>宇和島税務署の庁舎は平成7年に完成し、当時は和式便器のみ計8基設置されていた。 その後、平成18年に半分の4基を和式から洋式に変更し、今回、残りの4基を変更したものである。</p> <p>予定価格の積算根拠について、直接工事部分については、市販の積算資料や複数業者から徴した見積書などを参考にしている。今回の場合は2者から見積書を徴している。</p> <p>舗装の改修工事には決められた周期はない。今回の改修工事は、現場の状況から改修が必要と判断した宿舎について工事を実施したものの。</p> <p>おおむね1戸に1台の駐車スペースを確保している。 なお、駐車スペースの全てを貸与している状況にはない。</p>

入札の辞退者、不参加者について、それぞれの理由を把握しているか。

落札率が低い、この額で入札できた理由は何か。

【案件3】

「令和3年度適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関する一般紙への記事下広告の掲載業務」

契約相手方：株式会社キョウエイアドインターナショナル

契約金額：4,200,515円

契約締結日：令和3年12月7日

担当部局：高松国税局

それぞれの国税局で広告を行っているのか。

新聞以外の媒体で周知等は行っているか。

【案件4】

「令和3年度仁井田第三住宅開口部閉鎖業務」

契約相手方：有限会社エス・ライフ

契約金額：1,887,600円

契約締結日：令和4年2月21日

担当部局：四国財務局

未入居となった宿舎を閉鎖する根拠として、特定のルールや方針等はあるか。

辞退者は、愛媛県内の業者であり、入札参加の意思を示していたが、実際に積算したところ、県外からの参加では採算が取れないということで辞退したと聞いている。

一方、不参加者は、入札直前に他の工事を受注したことにより技術者が不足することになったため不参加になったと聞いている。

本件は調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査の対象として、調査及びヒアリングを行ったところ、落札業者は高松に営業所があり、同様の工事を請け負った実績があることから、当該価格での工事実施が可能であると判断し入札したとのこと。また、協力業者・資材購入先との協議ができており、負担のかからない価格であるとのことであった。

全国の国税局が同様に地方紙に対し一斉に広告を行っている。広告する内容については、国税庁に指定されている。

なお、全国紙については国税庁が広告を行っている。

国税庁HPへの掲載、各税務署に来署された方へのリーフレットの交付、個人事業者へダイレクトメールを送付するなどの対応を行っている。

国有財産法第9条の5の規定において、国有財産を良好な状態で管理することとなっている。

<p>予定価格はどのようにして求めたか。</p> <p>敷地の外回りは侵入できないように封鎖しているのか。</p> <p>本日審議した他の案件では、競争性確保のため上位の等級の業者の参加を認めている例もあったが、本案件で競争参加資格を「D」等級に限定している理由は何か。</p>	<p>国家公務員宿舎については、全国的には必要戸数が確保されているものの、地域ごとに見ると需要過多の地域と供給過多の地域があるなど、需要と供給のミスマッチが生じている状況にある。</p> <p>このため、各県、各市町村単位で需要と供給の確認を行った上で、今後も使用する宿舎と廃止する宿舎の選定作業を進めており、本宿舎については、廃止する宿舎として選定したことから、閉鎖業務を行ったものである。</p> <p>対外公表されている複数の刊行物を基に決定した単価に作業箇所数を掛け合わせ、諸経費を見込んだ上で予定価格を算定している。</p> <p>敷地への出入りのために開いている部分はすべて封鎖している。</p> <p>本件は比較的単純な業務内容であり、「D」等級に限定しても競争性は確保されるものと判断した。</p>
---	---